

# 福智町空き家等解体等補助金交付要綱

令和8年3月25日  
告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に存在する空き家等の解体等を促進し不動産の流通を活性化させ、ひいては地域の安全安心の確保及び良好な住環境の維持向上を図ることを目的に、空き家等の解体又は片付け（以下「解体等」という。）に要する費用の一部を町が予算の範囲内で交付する福智町空き家等解体等補助金について、福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 福智町老朽空き家等解体撤去費補助金（令和8年福智町告示第40号）の交付対象とならない物件であって、おおむね一年以上居住その他の使用がなされていない建物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 福智町空き家等対策計画に基づき特定空き家等に認定された物件

イ 福智町空き家バンク制度実施要綱（平成28年福智町要綱第4号）に定める物件（以下「空き家バンク登録物件」という。）

ウ 町有地又は財産区有地等に存する物件（以下「公有地所在物件」という。）

(2) 解体 同一敷地内にある空き家等（附帯設備及び附属建物を含む。）の全部を解体撤去することをいう。

(3) 片付け 空き家等の内部又は外構を清掃し、残置物を処分し、庭木を剪定し、又は雑木を伐採すること。

(4) 所有者等 解体等する空き家等の所有者、管理者等をいう。

(5) 不動産取引事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、本町の依頼により空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借等の手続に関する媒介又は代理及びこれらに付随する行為を行う者をいう。

(6) 解体工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者をいう。

(7) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。

(補助金の種類及び金額等)

第3条 この要綱に定める補助金の種類及び金額は次のとおりとし、いずれの場合においても、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 空き家等解体補助金（以下「解体補助金」という。） 50万円又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い金額とし、解体する空き家等に係る当補助金交付決定日が属する年度の標準除却費を上限とする。

(2) 空き家等片付け補助金（以下「片付け補助金」という。） 10万円又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い金額

2 解体補助金と片付け補助金は、1物件につきそれぞれ1回に限り交付できる。ただし、

解体補助金と片付け補助金を同時に交付申請することはできない。片付け補助金を受給した後に解体補助金の交付申請を行う場合は、解体補助金の交付申請は、片付け補助金の受給日から起算して90日経過した日以後に行わなければならないものとする。

3 補助金の交付対象となる解体等の遂行（以下「補助事業」という。）の内容については、本町又は不動産取引事業者と協議して決定するものとする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる各号全てに該当する者とする。

（1） 空き家等の所有者等であること。

（2） 以下に掲げる各条件のいずれかに該当すること。

ア 本町からの助言や指導等に基づき、特定空家等に係る解体等を行うこと。

イ 空き家等を売却又は賃貸することを目的として、解体等を行うこと。

ウ 借用等をしている公有地所在物件の土地を所有者等に返還することを目的として、解体等を行うこと。

（3） 解体の場合は町内に本店、支店、又は営業所を有する解体工事業者が補助事業を遂行すること。

（4） 本町又は不動産取引事業者と協力し、補助事業を実施できること。

（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、福智町空き家等解体等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費が確認できる工事費概算見積書（補助対象工事を行う解体工事業者の押印のあるものに限る。）

（2） 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳兼名寄帳その他の申請者が所有者等であることが確認できる書類

（3） 空き家等の現況写真

（4） 空き家等の位置図

（5） 誓約書兼同意書（様式第2号）

（6） その他町長が特に必要と認める書類等

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、福智町空き家等解体等補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象工事（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、福智町空き家等解体等事業変更・中止承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

（1） 補助事業の変更又は中止を説明するための書類

（2） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、福智町空き家等解体等事業変更・中止承認決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第8条 補助事業の着手は、補助金の交付決定（補助事業の変更を行う場合にあっては、変更の承認決定）を受けた後に行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定の内容（変更の承認決定の内容を含む。以下同じ。）及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第9条 町長は、補助事業が適切に行われていることを確認するため、補助事業の実施中又は完了後に検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう補助事業者へ指導するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当町又は不動産取引事業者の立会いによる確認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、福智町空き家等解体等補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ報告しなければならない。

（1） 施工写真（補助事業の実施前と実施後が比較できる写真をいう。）その他補助事業の内容が確認できる書類

（2） 補助事業に係る契約書の写し（片付け補助金の場合は省略できるものとする。）

（3） 補助対象経費を支払ったことが確認できる領収証等の写し

（4） その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福智町空き家等解体等補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、福智町空き家等解体等補助金交付請求書（様式第8号）を町長へ提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第13条 町長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 第9条第2項の規定による指導に従わないとき。

（3） 補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められないとき。

（4） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補足)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。